

農地法第4条第1項の規定による許可に関する事項

事業名	地区名	事業主体
法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	防災集団移転促進事業 戸倉地区 (西戸地区)	南三陸町

(別紙) 1の欄 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (m ²)	土地利用 区 分		備 考
		登記簿	現況		農振法	都市計画 法	
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	36番1の一部	畠	畠	2218のうち 586	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	36番3の一部	畠	畠	378のうち 111	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	38番4の一部	畠	畠	380のうち 134	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	38番7の一部	畠	畠	324のうち 321	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	42番の一部	畠	畠	3024のうち 1040	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	33番3の一部	畠	畠	1185のうち 434	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	34番2の一部	畠	畠	1305のうち 72	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	43番の一部	畠	畠	1088のうち 274	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	51番の一部	畠	畠	3904のうち 2142	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
本吉郡南三陸町 戸倉字日向	37番1の一部	畠	畠	2808のうち 786	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区 域外	一時利用地の指定 (土地改良法第89条の2)
計 10 筆		5,900 m ² (田)				m ²)	